

第 11 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議 概要

日時：H24.4.19(木)13:00 13:38

場所：議事堂 3 F 301 委員会室

出席者：会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員（8名）
（東委員欠席）

総務部長、総務部副部長(財政運営担当)、財政課長、その他総務部関係職員

資料：第 11 回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議事項書

資料 1 会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告（中間案）に対する執行部意見

資料 2 会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告（中間案）

< 検討会議事録 概要版 >

委員：ただいまから、第 11 回「会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議」を開催する。

本日、東委員が欠席されるので、ご了承願う。

前回は、検証検討結果報告の中間案について、各会派からご意見をいただき、それを受けて、中間案について、再度ご協議いただいた。

本日は、中間案について、執行部からの意見聴き取りを行いたい。

執行部からの意見、要望を聴き取った後、委員から質疑を受けるので、よろしくお願ひしたい。

それでは、総務部長からご説明願う。

執行部：それでは、（資料 1 に基づき）中間案に係る私どもの意見を申し上げる。

まず、中間案 2 頁「定例会の招集回数及び会期」について、会期を通年とする場合、執行部に影響があると考えます。これまででも執行部から出した意見があるので、そういったものを踏まえてご議論いただきたい。

具体的には、これまででも、執行部の業務運営や職員の健康管理の配慮をお願いしてきた。議会も聞き入れていただいた経緯もあるので、そういったものも踏まえてお願ひしたい。

通年議会について結論はいただいてないが、もし、導入することになれば、改めて執行部の意見を聞いていただきたい。

11 頁の「2 本会議の運営方法等」の「3 質問と質疑の分離」について、検証結果について、平成 22 年 4 月 21 日付け「会期等の見直しに関する検証検討結果報告」において、「議案に関する質疑は一般質問の前に行い、議案についての質問点を質すものであることを明確にし、その内容が一般質問に近いものとならないよう質疑議員に徹底する」とある。2 点目として、「代表質問」「一般質問」「議案質疑」「議案聴取会質疑」「予算決算常任委員会総括質疑」「委員会質疑」については、それらの区分けを明確にし整理する、とある。現在においても、それぞ

れの区分けが不明確な質問、質疑もある。今一度、「代表質問」等、現在行われているすべての「質問」「質疑」について、区分を明確に整理したうえで、徹底をお願いしたいと考えている。

13頁「本会議の運営方法等」の「5 県政に対する質問の方法」で、文書質問制度の導入については、新たな制度として執行部に大きな影響があると考えている。議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議で検討されているようなので、その場で執行部の意見を申し述べることとする。

15頁「6 出席を求める説明員の範囲」は、従前から配慮いただき、必要最小限の説明員で対応いただいている。引き続き審議内容に応じた説明員の出席となるような対応でご配慮いただきたい。

16頁の「7 議会への提出資料について」は、議案聴取会等への事前配付というところで、議案聴取会は、会議規則において、協議又は調整を行うための場であり、議案等に関し提出者の説明を聴取して協議を行うことが目的と規定されている。審議いただく議案は事前に配付させていただいている。議案聴取会の趣旨にも照らし合わせて、現状どおりの運用でお願いしたい。また、事前配付のために作業日を短縮するとなると作業負担が増加することに配慮いただきたい。全員協議会は初めてその場でご説明するもので、事前配付が可能なものはできるだけ配付したいと考えている。例えば、災害対応のように最新のデータで説明したいことも多々あるので、基本的には現状のままの運用でお願いしたいが、事前配付できるものがあれば可能な限り対応したい。

28頁「5 議会と知事との協議」について、議会改革の議論が始まった19年当時から、私どもは、常設の協議の場を設けてほしいと申し入れている。平成19年12月18日付け「会期等の見直しについて」において「知事から申入れのあった、協議の場の設置については、常設的なものとするのではなく、議会と知事とが協議すべき具体的な案件が生じた場合は、原則として公開により速やかに協議するものとする」とされている。私どもとしては、協議すべき具体的な案件の判断がどのようになされるのか。知事から申入れがあれば速やかに申入れに応じていただきたいのと、協議のやり方も一定のルールをお願いしたい。議会と知事との協議の場の制度化について検討をお願いしたい。

最後に、28頁「6 事務局態勢の充実等」だが、この中で、今後事務局での人事権、予算編成権が課題となると指摘されているが、地方自治法第149条第2項で、予算を調製し、及びこれを執行することは知事の担当事務と規定されているので、予算編成権については課題となりえないと認識している。議会の人事権も、おそらくプロパー職員の任用のことと考えるが、現行どおり執行機関との人事交流により、行政経験がある職員が議員をサポートしていくほうが、効果的・効率的と考える。人事の固定化による弊害もあると思う。

執行部からの意見は以上である。

委員：それでは、ただいまの執行部からのご意見等について、ご質疑があれば。

委員：おっしゃられる内容についてはそのとおりだと思う。例えば、資料についても、全員協議会の資料はそんな部分がある。予算については事前にいただいている部分がある。こちらが事前精読して、調査し、質問すれば済むとも思うので、こちら側も考えるべきことがある。

しかし、知事との協議の場は、一番大きかったのは、二元代表制の議会側と、野呂前知事との解釈の仕方の違いがあった。ちゃんとした議論ができたとは思っているが、今、この制度化というよりも、必要性があれば、代表者会議や全員協議会を速やかに開いているので、制度化せずとも、これに足る対応はしている。事務局態勢の充実の件は、地方自治法にこう書いてあるというのは良く分るが、議会改革を進めている立場から言うと、議会として県民の声にこたえようとしている中で、議会改革の中で議論されていることである。前議長がマニフェスト的なものを所信表明であげたと思う。議会として踏み込んでいく課題だと認識している。今回の検証を時代の流れるもの、議会改革が進んでいく中で、提起なんだと思っているので、初めから知事の権限を侵してまでとは考えてないが、今回の検証の結果として上がってくるのは当然と思うが、いかがか。

執行部：先ほど委員から指摘があった2点は共通部分があると思う。後半の事務局態勢や予算編成権の話は、要するに、地方自治法の解釈なり、アプローチの仕方がかかわっている。予算編成権や人事権、特に予算編成権については、私どもとしては、現行の地方自治法の観点に立って発言している。

その部分について、議会改革の立場からどういう議論をするかは、突き詰めていけば、解釈の仕方でも、こういったこともあるので、協議の場の常設化も是非ご配慮いただきたい。実態として、議会として、ほぼ対応できるという話だったので、なおさら、その部分を明文化してほしい。

委員：地方自治法の解釈については、当然逐条解説的なことを言えば執行部はそのように取り組んでいくのは当然なので、その後は私どもの議論なので了解である。常設の場にすればどうかと言うが、それも含めていきたいと思うが、今の段階で困り事や業務上支障があるのか。

執行部：具体的に課題があってどうこうという考え方ではない。この問題が出たときの状況もある。この時代の激しい流れの中で、地方自治法の解釈もそうあるので、いつまたどういう形で、互いの役割とか権限に踏み込んだことが出てくるかもしれないので、その時にスムーズに知事と議会が協議につけるように、常設化、制度化、明文化していただくと有り難い。

委員：会期の導入に当たっては改めて意見を聞いてほしいとのことだが、導入しようとするときはどういう聴き取りとなるのか。

執行部：通年議会となれば、私ども、7月8月は新しい事業、今の事業の、熟慮というか、そういう時間帯となっていて、アクセントのある閉会中である。通年議

会とするとときに、実質的な審議日数という部分についても、どういう設定をするかによって職員の事務量に影響してくる。財政状況が非常に厳しいので、経費面も心配している。従前からお願いしているが、是非、年間スケジュールについては、事前に執行部と十分調整していただきたい。

委員：他に質疑あるか。

委員：まだ、会期を現行のままか通年にするかは決定してないが、私の考えでは今のままでいいと思っている。しかし、いろいろな世間情勢やご意見を聞いていると、通年という考え方もある。2回制の場合は、7、8月は閉会中で、次のステップに入る重要な時期としてメリットがあると思う。経費がかかったり、忙しくなるとか、人を増やさないといけないということも出てくる。今の厳しい状況では増やせないということ。これは、我々もそういった面に踏み込んで、議会の経費削減ということも取り組まないといけないと我々の会派でも出ている。部長は今、その程度しか言えないと思う。ただ、最大の問題は、会期を現行のままにするのか、通年にするのかを決めないと、いろんな面に踏み込んでいけないので、本プロジェクトとしても、早急に結論を出さねばならないと思う。その中で、執行部の意見ももらいながら議論を進めていければと思う。今日の段階ではとりあえず聞きおくということで、次の機会が大きな改革、運営のステップとなる。今日は部長の当たり障りのない話を聞いておく。

執行部：通年制の話が出たので、もう少し。議論する時に、議会の中でも問題意識を持っていると思うが、一事不再議の問題の解決方法も大きなポイントだと認識している。通年制であっても、4月から3月という設定となると、3月末にいつも地方税法の改正もあるし、会期の設定の仕方次第でも、我々も意見を申し上げることがあると思う。

委員：その後の議論についての課題等についてもいただいたが、委員から他に質疑はあるか。

（「なし」の声あり）

委員：他になければ、これで執行部からの意見聴き取りを終了する。

（当局退室）

委員：次に、先ほどの執行部からの意見等の取り扱いについて、委員間討議に入る。意見あれば。

委員：この会期プロジェクトで、会議の見直しをいろいろやっているが、どの程度まで議論を進めていく項目があるのか。例えば14頁で文書質問制度がある。我々は今までどおりでよいとしたが、基本条例に関する検証検討プロジェクト会議ではやると決めてきた。我々の話が変わった。こういうことが今後も多々出てくると思う。この前、副座長が言った委員長報告の重要性をどう議論していくかということも含めて、どこまで会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議の中で踏み込んでいくかを決めておかないと、やっても基本条例に関する

検証検討プロジェクト会議でまた変わったと、そういうことが出てくるだろう。そういったことも含めて、今日出してもらった中間案すべてここで答申するとしたら、真剣にここで議論しないといけない。しかし、そこまでする必要はないといわれる話が出てくると、おまえら何をしているんだということになる。そこを座長としても、基本条例に関する検証検討プロジェクト会議とも話し合わないと無駄骨になるので、そのへんをお願いしたい。

委員：先ほどの、「議会と知事との協議の制度化」もこのプロジェクトで出てきているが、このプロジェクトですのかということもある。情報交換はしているが、もう1回、基本条例に関する検証検討プロジェクト会議や三谷会長とも相談する必要があると思っている。

委員：検討結果中間報告で出てきている内容についてはそのとおりだと思う。協議の場も執行部からの意見も出たが、これはこのままとして、原則にこの内容のものでいいと思うが、そこらへんを正副座長で調整いただき、無駄のないように。

委員：2会期制か通年にするかによって大幅に議論しなければいけないものが出てくるので、まず、そこを決めるしかないのかと思う。先ほども部長から意見があったように、事務局態勢の充実も大きな課題なので、そう簡単には結論は出ないと思うが、これも、通年になった、2会期制になったという中で出していけばいいのかなと思うので、今の段階でははっきり言えない。

委員：会期の設定の仕方、一不再議や、執行部の業務や予算のことや、いろんな議論を絡めて検討する。先ほど、結論を出さないといけないという意見もいただいた。このプロジェクトとしては、1期目の議員が1年間を過ぎる時点までは、そこまで待ちましょうと、5月を目処に結論を出そうと進めている。その時の議論が5月以降のどこかの時点だと考えている。今日の執行部の聴取内容については、会派に伝えてもらう必要はあるか。

委員：先ほど執行部から、議会と知事の協議の制度化のお願いがあったが、我々として話し合ったり、会派に持ち帰るといった必要はあるのか。

委員：今日こういう話があったということは会派にお伝えいただくことはできる。

委員：制度化をお願いされたことは、聞きおくということではよいのか。

委員：この問題は、前から提案されていて、引きずってきている部分がある。今話しがあったようにほとんど1年経過した。その中で各会派からもう少し議論をという話もあって、執行部から意見が出てきたということも含めて、各会派でご議論いただければよい。今、聞きおくかどうかということもそうだが、それよりも各会派で議論し、詰めていただいたらどうか。今、質疑して細かいことまで聞いて、執行部の思っていることもわかったことだし、会派でも議論の場で方向性を決めてもらったらどうか。

委員：今日いただいた話は、会派で披露して、何かあれば・・・。

(「知ってもらわないといけないことだから」の声あり)

委員：この中間案には入っていないが、委員長報告や附帯決議への執行部の対応義務もどこかの時点で話の時間をとってほしい。

委員：3点あると思う。引き続き会期をどうするか議論。今日執行部からの聞き取り内容を会派で議論いただくこと。前々から提案があった委員長報告・附帯決議の扱いについての3点について、引き続き会派でご議論いただくということでよいか。

(「はい」の声あり)

委員：そのようにさせていただく。なお、通常であれば、ここで次回の日程を決めるのだが、各会派での進捗状況もあるし、基本条例に関する検証検討プロジェクトとの相談もあるので、次回の日程については、正副座長で協議し、追ってご相談するというのでよいか。

(「はい」の声あり)

委員：それではそのようにする。正副座長でやらなければいけないことは詰めて、各会派でご協議をお願いしたい。

その他協議することはあるか。

(「なし」の声あり)

委員：以上で第11回プロジェクト会議を終了する。